

令和 6 年 度

国の予算編成に対する重点要請書

令和 5 年 6 月

川 崎 市

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に行うことを基本とする「特別市」制度を創設すること。
- 2 国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。
- 3 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

■ 要請の背景

- 指定都市制度は、昭和 31（1956）年の創設から 65 年以上が経過し、指定都市には多くの権限が移譲され、住民に身近な行政サービスのほとんどを担うようになっていますが、広域自治体と基礎自治体という二層制構造は変わっていません。
- 指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているものの、その経費を道府県税として負担しています。権限に見合う財源を税制上措置し、受益と負担の関係のねじれを解消する必要があります。
- 感染症や大規模自然災害等の危機的事象への的確な対応や、人口の減少、少子高齢化の進展等、市民に身近な地域課題を解決していく必要がある中、二重行政の解消等により、迅速かつ柔軟な行財政運営を行えるよう、指定都市とともに検討を進め、特別市制度を創設することが必要です。
- 指定都市が特別市に移行することで、道府県は広域自治体として、大都市以外の地域の補完という道府県の役割により一層注力することが可能となります。

■ 特別市が創設されることによる効果等

- 窓口の一本化による住民サービスの利便性向上、司令塔の一本化による迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決、事務の効率化・組織の簡素化による経費削減、我が国全体の経済成長を牽引など

■ 広域自治体と基礎自治体の二層制の弊害

指定都市制度創設から65年以上が経過し、多くの権限が移譲されてきたが、この間二層制の地方自治構造は変わっていない

＜指定都市と道府県との間で事務・権限を分ける二層制の弊害＞

- 二重行政の発生
- 道府県が介在することで調整に時間を要する

効率的・効果的な行政運営ができない！

＜本市における具体例＞

	重複型	分担型	関与型
川崎市	・市営住宅・市立図書館・市立学校の設置	・認可保育所の設置認可	・都市計画事業の実施
神奈川県	・県営住宅・県立図書館・県立学校の設置	・私立幼稚園の設置認可	・市が提出する都市計画事業の認可
	重複	権限を分担（分断）	関与

■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額（令和5年度予算に基づく概算）

神奈川県に代わって負担している経費
（特例経費一般財源等所要額）

255億円

地方自治法に基づくもの
個別法に基づくもの
（例：土木出張所）

左の経費に対する税制上の措置

212億円

税制上の措置不足額

43億円

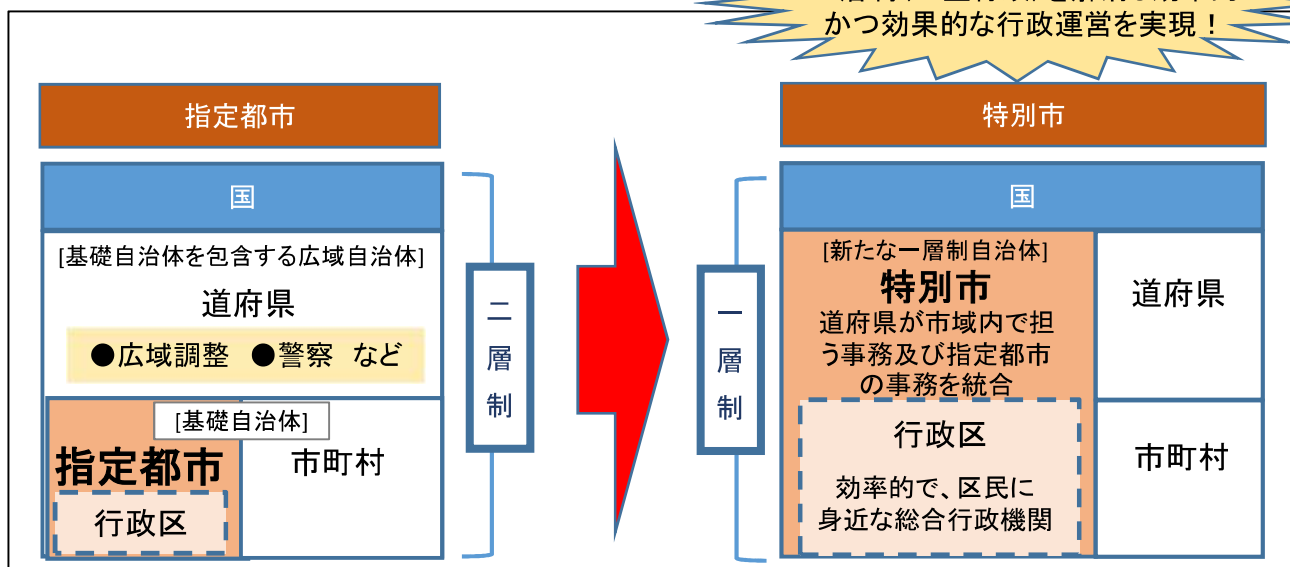
（税制上の措置済額）

注 県費教職員の給与負担に係る経費を除く。

これに加え、道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に伴い、所要額について税制上の措置が必要！！

■ 特別市の姿

二層制（二重行政）を解消し効率的かつ効果的な行政運営を実現！



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192